

特別養護老人ホームよねやまの里 介護老人福祉施設 利用料金表 (令和5年4月1日～)

(単位:円)

1. 基本料金(1日あたり)

要介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	573	641	712	780	847

2. 加算サービス費

加算名	料金	内容
☆ 日常生活継続支援加算Ⅰ	36 / 日	新規入所者の総数のうち要介護4又は要介護5の者の占める割合が70%以上である場合
☆ 夜勤職員配置加算Ⅲ口	16 / 日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合。夜勤帯を通じて認定特定行為業務従事者を1人以上配置している場合
☆ 看護体制加算Ⅰ口	4 / 日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
☆ 看護体制加算Ⅱ口	8 / 日	配置すべき看護職員の数が基準より1以上の場合。施設の看護職員により、病院等と24時間連絡できる体制を確保している場合
☆ 栄養マネジメント強化加算	11 / 日	管理栄養士を規定数以上配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し栄養ケア計画を作成し入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を行った場合。栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合
☆ 個別機能訓練加算Ⅰ	12 / 日	専従の機能訓練指導員を配置し、入所者ごとの個別機能訓練計画を作成し計画的に機能訓練を行った場合
☆ 個別機能訓練加算Ⅱ	20 / 月	上記に加え、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合
☆ ADL等維持加算Ⅱ	60 / 月	入所者の自立支援や重度化防止のために、日常生活動作(ADL)の機能を維持できているかを評価する取組みを推進するための加算サービス
☆ 生活機能向上連携加算Ⅱ	100 / 月	リハビリテーションを実施している医療提供施設の職員と共同で個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行った場合
☆ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 / 月	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し、リスクがあり必要に入所者に褥瘡ケア計画を作成した場合。褥瘡ケア計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合
☆ 褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 / 月	褥瘡の発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生のない場合
☆ 排せつ支援加算Ⅰ	10 / 月	排せつに介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みを医師又は医師と連携した看護師が評価し、必要な入所者に支援計画を作成し支援を継続した場合。排せつ支援計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合
☆ 排せつ支援加算Ⅱ	15 / 月	上記により、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない場合。又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合
☆ 排せつ支援加算Ⅲ	20 / 月	上記により、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない場合。かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合
☆ 科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 / 月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
☆ 口腔衛生管理加算Ⅱ	110 / 月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合。介護職員に対し具体的な技術的助言や指導を行った場合。口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合
経口維持加算Ⅰ	400 / 月	経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行った場合
経口維持加算Ⅱ	100 / 月	協力歯科医療機関を定め、食事の観察や会議等に歯科医師又は歯科衛生士等が加わった場合
再入所時栄養連携加算	200 / 回	退院後再入所の際に必要な栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理と大きく異なり、病院の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を策定した場合
安全対策体制加算	20 / 回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。入所時に1回を限度
看取り介護加算Ⅱ	72 / 日	施設内で死亡した場合 死亡日45日前～31日前
看取り介護加算Ⅱ	144 / 日	施設内で死亡した場合 死亡日30日前～4日前
看取り介護加算Ⅱ	780 / 日	施設内で死亡した場合 死亡日前々日、前日
看取り介護加算Ⅱ	1,580 / 日	施設内で死亡した場合 死亡日
配置医師緊急時対応加算	650 / 回	配置医師が早朝(午前6時から午前8時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)に診療を行った場合
配置医師緊急時対応加算	1,300 / 回	配置医師が深夜(午後10時から午前6時まで)に診療を行った場合
療養食加算	6 / 回	医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合。1日に3回を限度
初期加算	30 / 日	入所した日から起算して30日以内の期間。30日を超える病院への入院後に再入所した場合も同様
外泊時費用	246 / 日	病院への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合。1月に6日を限度
☆ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	(1+2) × 8.3%	職員の離職防止・定着促進を図るため、職場環境等要件に定める取組がより促進されるように見直していること
☆ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	(1+2) × 2.7%	リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図り、介護職員の更なる処遇改善を行うため
☆ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1+2) × 1.6%	介護職員の処遇改善を行うため(令和4年2月から9月までは補助金で対応)

☆は全てのご利用者対象となります

◇1ヶ月あたりの介護保険サービス費の合計(概算)

1. 基本料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2. 加算サービス費	22,321	24,585	26,950	29,214	31,445

2. 食事代

1日	基準費用額			第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
	(朝食)	(昼食)	(夕食)	1日	1日	1日	1日
1,545	315	630	600	1,360	650	390	300

3. 居住費

1日	基準費用額	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
多床室	900	370	370	370	0

◇1日あたりの自己負担額の合計

2. 食事代	基準費用額	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
3. 居住費	2,445	1,730	1,020	760	300

◆1ヶ月あたりの利用料金 概算(介護保険料合計+自己負担合計)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準費用額	95,816	98,080	100,445	102,709	104,940
第3段階②	74,221	76,985	78,850	81,114	83,345
第3段階①	52,921	55,185	57,550	59,814	62,045
第2段階	45,121	47,385	49,750	52,014	54,245
第1段階	31,321	33,585	35,950	38,214	40,445

*利用者負担額は、上越市から交付される「負担割合証」の負担割合に応じた金額となります。

*食費・居住費の補足給付(負担限度額認定)対象条件に、配偶者の所得や預貯金等の資産も勘案されます。